



京都市産業観光局
担当：観光MICE推進室
TEL：075-746-2255

(公社)京都市観光協会
担当：企画推進課
TEL：075-213-0070

国土交通省近畿運輸局
担当：観光部観光地域振興課
TEL：06-6949-6411

京都観光行動基準(京都観光モラル)推進宣言事業者の募集について

この度、京都観光モラルに沿った取組を推進する観光関連事業者の裾野拡大を図るため、京都観光モラル推進宣言事業者の募集を開始しますので、お知らせします。

本募集は、国土交通省近畿運輸局の「持続可能な観光に資する取組の見える化事業」の中で実施するものであり、京都観光行動基準(京都観光モラル)推進宣言事業者の募集、優良な取り組み事例を盛り込んだモデルツアーの造成等を事業メニューとし、株式会社 JTB 京都支店が受託、京都市・(公社)京都市観光協会 (DMO KYOTO) が連携して実施するものです。

1 京都観光行動基準(京都観光モラル)推進宣言事業者の募集

京都観光モラルに沿った取組を推進する観光関連事業者の裾野拡大を図るため、8月26日から、京都観光モラル推進宣言事業者の募集を開始します。

(1) 目的・趣旨

観光関連事業者の京都観光モラルに沿った取組の実践推進を目的とします。

ステッカーの掲示や、宣言事業者の取組事例等をホームページ等で発信することで、持続可能な観光に資する取組を進める事業者を「見える化」し、取り組む事業者の裾野拡大を図ります。

(2) 対象

ア 市内観光関連事業者

イ 市内において京都観光モラルの推進に資するサービスの提供、取組を推進する事業、NPO 等

(3) 登録要件

・市内に事業所または店舗等があること

・次の①～⑥の取組を実践していること (今後取り組む予定も可)

① 観光客へのマナー啓発・対策、京都観光モラルの啓発、地域のルールや習わしの周知

② 従業員への京都観光モラルの理解・実践を促す取組

③ 地域文化・コミュニティへの貢献、市民生活と観光の調和

④ 質の高いサービス・商品の提供・人材育成

⑤ 環境・景観の保全

⑥ 災害や感染症等の危機に強い観光 など

配布先：青灯クラブ、京都経済記者クラブ、京都市政記者クラブ

(4) 申請～宣言・登録の流れ

- ① 京都観光モラル特設サイト内の申請用ページにアクセス
<https://www.moral.kyokanko.or.jp/推進宣言事業者>
- ② 申請書をダウンロードし、記入
- ③ 申請書・画像を専用アドレスに送付申請
- ④ 事務局で申請内容を確認・審査
- ⑤ ステッカーを交付、京都観光モラルサイト等で取組内容を公表



ステッカー

(5) 登録のメリット

- ア ステッカーを施設・店舗等に掲示して観光客に PR
- イ 京都観光モラルに積極的に取り組む主体として、事業者等名や取組内容を京都市のホームページで公表
- ウ バナーの使用

(6) 登録の有効期限

登録証の発行日から2年

※登録日から2年後を目途に進捗を確認し、更新する予定

(7) 登録に関するお問い合わせ

問合せ窓口 (JTB 京都仕入販売センター内)

MAIL kyoto_sustainable@jtb.com

TEL 075-365-3124 (10時～17時30分 土日祝休み)

2 持続可能な観光に資する取組の見える化事業

(1) 事業の概要

国土交通省近畿運輸局の直轄事業として実施。

京都市を対象地域に、京都観光モラルに沿った取組を行う事業者を拡充するとともに、京都観光モラルに沿った優良な商品・サービス等で構成するモデルツアーを造成し、参加者の行動・意識の変容等について調査・検証を行い、持続可能な観光のさらなる推進を目指します。

主な事業内容は以下のとおりです。

- 京都観光モラルに沿った取組を行うことを宣言する「京都観光モラル推進宣言事業者」の募集・選定
- 観光関連事業者の取組実践を促進するためのコーディネーター派遣や勉強会の開催
- 京都観光モラル推進宣言事業者のステッカー掲示や優良な取組事例の発信
- 優良な取組事例を盛り込んだモデルツアーの造成と行動・意識の変容等の調査・検証

(2) 事業主体

国土交通省近畿運輸局

(3) 受託事業者

株式会社 J T B 京都支店

【京都観光行動基準 (京都観光モラル)】

観光事業者・従事者等、観光客、市民の皆様がお互いに尊重しあい、思いを一つにし、持続可能な京都を一緒に創りあげていくことを目指し、京都市・京都市観光協会が策定した行動基準。

京都観光モラルHP : <https://www.moral.kyokanko.or.jp/>